

答申 第 273 号
平成20年3月10日

千葉県病院局長
近藤 俊之 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年7月31日付け病経管第295号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第359号

平成18年10月30日付けで異議申立人から提起された、平成18年9月1日付け病
経管第336号の3で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定につい
て

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成18年9月1日付け病経管第336号の3で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 行政文書不開示決定通知書の「開示しない理由」の前段は、公文書と私文書、公人と私人の区別ができない実施機関の初歩的判断ミスの結果、導き出されたものである。さらに「開示しない理由」の後段では、実施機関が情報公開制度下の個人情報保護のあり方を理解していない。
- (2) 実施機関が、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号及び第6号に該当するとして、すべてを不開示としたことは条例の趣旨・目的を理解していないばかりか、条例を悪用したものである。個人識別情報は、その部分のみをマスキングすれば済むことである。
- (3) 実施機関は理由がないにも係わらず、本件決定を行って県民の情報収集活動と情報分析の機会を失わせた。
実施機関の主張は、県及び県民の宝でもある県の広聴制度の根幹を破壊し、さらには、県民の県政への貴重かつ重要な意見を封じ込めるものである。
- (4) 異議申立てが諮問されるまで274日の長期の月日を要している。実施機関の不作為は容認できるものではない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 不開示の理由について

(1) 条例第8条第6号該当性について

「知事への手紙」は、県が行う広聴手段のひとつとして、県政に対する住民の要望、意見、苦情等を文書によって知事が聴取するために設けられた制度であり、県民に対し利用しやすく、親しみやすい制度として認識してもらうため、知事に対する「信書」の形を取っており、内容をみだりに公にされないという信頼関係の上に成り立っているものである。

したがって、開示請求に係る行政文書として特定された知事への手紙（以下「本件対象文書」という。）を部分的にでも開示すると、「知事への手紙」の信書的性格が否定され、広聴制度としての特徴をなくし、制度の存続そのものに支障が生じる。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書には、差出人の住所、氏名又は特定の職員の氏名といった、直接個人が識別される情報が記載されている。

また、住所、氏名を除いたとしても、手紙の内容を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

2 異議申立ての理由について

異議申立人は、①開示しない理由2点が法令の趣旨に反している、②開示しない理由の前段(条例第8条第6号該当)は、公文書と私文書の区別ができない実施機関の初歩的ミスの結果、導き出された、③開示しない理由の後段(条例第8条第2号該当)は、情報公開制度下の個人情報保護のあり方を実施機関が理解していないと主張する。

しかしながら、本件対象文書については、上記1で説明するとおり、条例第8条第6号及び第2号に該当するものである。

また、異議申立人は、県民の情報収集活動と情報分析の機会を失わせた責任は極めて大きいと主張するが、この主張は本件対象文書を不開示とした判断とは関係ない。

3 諮問が遅れた理由について

先行の未諮問の類似案件と併せて諮問することを検討していたためである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、平成18年8月4日付けで「県民、住民及び東金病院関係者等から收受した、東金病院に関する要望書、意見書及び同病院の問題等を指摘した文書等」について行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

これに対し、実施機関は本件対象文書及び「要望書」等を本件請求の趣旨を満たす行政文書として特定し、このうち本件対象文書について条例第8条第2号及び第6号に該当するとして本件決定を行ったところ、平成18年10月30日付けで異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)がされたものである。

2 条例第8条該当性について

実施機関は、本件対象文書に記録された情報すべてが条例第8条の不開示情報に該当すると説明するので、以下検討する。

(1) 条例第8条第6号該当性について

ア 条例第8条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする情報として規定し、本号イからホに典型的なものを掲げている。

イ 本号イからホまでの「おそれ」は例示的に掲げられたものであり、これらの「おそれ」以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものと

認められ、「事務又は事業」とは、実施機関が行うすべての事務又は事業を指すものと解される。

そうすると、「知事への手紙」は、県政に対する県民の要望、意見、苦情等を文書によって聴取するために県が行う広聴制度のひとつであり、本号の「事務又は事業」に当たるものと認められる。

ウ　ところで、千葉県広報広聴規則（昭和50年千葉県規則第47号）第2条第2項は、「『広聴』とは、県政に県民の意見を反映させるため、県政に対する県民の意向をは握する活動をいう。」と定義し、同第4条に広聴の手段を、次のとおり列挙している。

- (ア) 知事への手紙
- (イ) 県政への意見及び提案
- (ウ) 千葉なの花県民会議
- (エ) 知事の現地訪問
- (オ) 県民相談
- (カ) 世論調査
- (キ) 県政モニター
- (ク) その他広聴を行うために有効と認められる手段

このうち「知事への手紙」は、県民が、市町村役場などに備え付けられた専用のはがき・用紙・封筒で、知事あてに信書を送ることにより行われる。「知事への手紙」の取扱いについては、「知事への手紙」専用の私書箱を設けるなど、他の広聴制度や通常の県へ送付される知事あての文書とは区別され、特別な扱いがされている。

また、「知事への手紙」の内容は、千葉県ホームページ（「県民のこえ」）に掲載されることもあるが、この場合であっても、本人の了承があった場合に限り、個人情報を除いた要旨が掲載されるものである。

エ　以上のことから「知事への手紙」は、県民が、自ら表明した情報が公にされることを心配することなく、安心して意見を述べ相談をするために設けられているものと認められ、公表を予定とした制度ではないものと認められる。

仮に、「知事への手紙」が公開されると、差出人である県民の信頼を著しく損ない、他人に自らの手紙を見られたくないと考える者は「知事への手紙」を利用しなくなることが予想されるなど、県政に対する県民の要望、意見、苦情等、忌憚のない声を広く聴取するために行われる「知事への手紙」制度の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものと認められることから、本件対象文書に記録された情報は、本号に該当する。

(2) 条例第8条第2号該当性について

上記(1)のとおり、本件対象文書に記録された情報はすべて条例第8条第6号に該当するものと認められることから、本号該当性については判断しない。

3 異議申立人の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 附言

本件異議申立ては平成18年10月30日に行われ、諮問は平成19年7月31日に行われている。このことは、簡易迅速な救済制度である異議申立て制度の趣旨を損なう事態であると考えられるので、当審査会は、実施機関に対し早期の諮問と迅速な処理を行うよう求める。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 7. 31	諮問書の受理
19. 9. 19	実施機関の理由説明書の受理
19. 10. 25	異議申立人の意見書の受理
20. 1. 25	審議
20. 2. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成20年2月27日現在)